

松江市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

松江市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年松江市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第 16 条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第 1 号イ及びウの業務 <u>8,000 円</u></p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第 16 条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第 1 号イ及びウの業務 <u>7,500 円</u></p> <p>(3)・(4) 略</p>
<p>(消防機関員手当)</p> <p>第 23 条 略</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 機関員として勤務した職員(大型) 1 当務につき <u>300 円</u></p> <p>(2) 機関員として勤務した職員(普通) 1 当務につき <u>250 円</u></p>	<p>(消防機関員手当)</p> <p>第 23 条 略</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 機関員として勤務した職員(大型) 1 当務につき <u>200 円</u></p> <p>(2) 機関員として勤務した職員(普通) 1 当務につき <u>150 円</u></p>
<p>(災害出動手当)</p> <p>第 24 条 略</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、出動 1 回につき <u>300 円</u>とする。</p>	<p>(災害出動手当)</p> <p>第 24 条 略</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、出動 1 回につき <u>200 円</u>とする。</p>
<p>(救急出場手当)</p> <p>第 25 条 略</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(救急出場手当)</p> <p>第 25 条 略</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 略</p>

(2) 前号に規定する職員以外の職員 出
場 1 回につき **250 円**

(2) 前号に規定する職員以外の職員 出
場 1 回につき **150 円**

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において、この条例による改正前の松江市職員の特殊勤務手当に関する条例第 16 条及び第 23 条から第 25 条までの規定により支給事由の生じた特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。